

〔最終講義〕

民主主義と社会学
——日常生活における民主主義——

飯田 哲也*

はじめに —なぜ「民主主義と社会学」か—

私はこの「最終講義」に＜民主主義と社会学＞というテーマを設定したが、その理由あるいは今日の意義、および狙いについてはじめに簡単に述べておこうと思う。

まずは、現実的意義について簡単に示そう。1945年の敗戦後、民主主義をめぐる日本の社会の岐路について考えてみると、いろいろな見方があると思われるが、私は2つの岐路を措定している。第1の岐路として1970年代前半を指摘することができる。この時期までの日本の政治あるいはイデオロギーの状況には＜保守 - 革新＞という対立が比較的鮮明であった。そのような状況のもとで、いわゆる革新自治体が東京、名古屋、京都、大阪などで多数誕生した。そのことが国政にまで進むかどうか、より具体的に言えば、民主主義の前進に結びつく方向に日本社会が進むか、あるいは必ずしも民主主義には結びつかない単なる「近代化」の方向へ進むか、という岐路であった。この第1の岐路においては、周知のように、日本社会のあり方においても国民生活のあり方においても残念ながら民主主義の実質的前進の方向へは進まなかった。

現在は第2の岐路に直面している、と私は見ている。それは第1の岐路とは質的に異なっている。先に指摘した＜保守 - 革新＞という対立から＜民主 - 反民主＞という対立へ変化したと私は見ている。また、現在の問題状況においてはそのような対立を措定する見方が必要であると考えている。そのような見方・考え方からここ20年ばかりの日本社会と国民生活の動向について考えてみると、詳しく展開する余裕はないが、民主主義をめぐる全体としては後退につぐ後退が目立っている。そのことにともなって社会の様々な分野においても諸個人の生活レベルでも問題性に満ちていることが、誰の目にも明らかになっている。しかし他方では、新たな問題性の進展が新たな民主主義的な運動をも叢生させることになることは当然であると言えよう。いろいろな社会分野での運動が全体として民主主義の前進の方向に進むか、あるいは個別的な運動の域を出ないで、第1の岐路と似たような方向に進むのか、といったことが現在問われているのである。

第2の岐路に直面している現在、民主主義について広く論じることが必要であるとともに、可能な民主主義的实践が要請されている。現在、心ある識者は憲法とも関連して民主主義について論じ

* 立命館大学産業社会学部教授、2002年4月1日より特別任用教授

ることがやや目立ってきている。しかし、現在にかぎらずこれまでの論じ方は、制度あるいは状態に焦点を当てたものがすべてとまでは言わないが圧倒的に多いのである。大事なことは、多くの国民が「民主主義的な実践」をどのように行うかということである。法律・規則を軸として制度がどんなに民主的であっても、それにもとづく具体的な実行がなされないならば、その制度は生かされないだけでなく、形骸化していくのではないだろうか。社会・国家といったマクロなレベルだけでなく、集団・組織レベルそして諸個人の日々の生活といったミクロなレベルでもそうである。

もう1つとして、理論的意義（社会学にとって）があることを指摘したい。私自身は、1990年代に入ってから社会学における理論的主張において民主主義に言及し始めた。民主主義という表現をはっきりと使うかどうかはケースによって異なるが、具体的な社会的現実について論じる場合の基本的視角の1つになっている。より具体的に言えば、1990年代後半以降は、民主主義を人類が歴史的に獲得し発展させてきた普遍的価値として指定している。民主主義の内容についての違いがあっても、民主主義が普遍的価値であることを一般的には否定しがたいのではないだろうか。相手の言動を批判する場合に、ごく少数の例外はあるが、非民主的であるあるいは民主主義に反するという言い方が圧倒的に多いことを考えてみれば、このことは容易にうなずけるであろう。にもかかわらず、民主主義を前提とした理論的主張が社会学においては相対的に乏しいようである。

民主主義については、政治学、経済学、法学、教育学などで論じられているなかで、私は、社会学での論じ方を明確にする必要があると考えている。そこには社会学にたいする私の思いがあることを付け加えておこう。すなわち、社会学が単なる説明科学でよいのかという思いである。社会学において社会的現実を分析し説明することの必要性をいささかも否定するものではないが、社会的現実の説明さらには問題告発・問題対策における対症療法的レベルの思惟にとどまっていたは、時代遅れではないだろうか。社会学が「現在科学」＝「当該社会の科学的自覚」であるならば、社会的現実把握には社会のあり方についての未来への展望の論理が要請されるはずである。

このような前提あるいは課題意識にもとづいて3つのことを話したい。1）普遍的価値としての民主主義、2）日常生活における民主主義、3）社会学の課題と方向、についてである。ことわっておくが、私がここ10年ばかりの間に民主主義について書いたり話したりしてきたことを、この機会に社会学とかかわらせて整理しようということであり、民主主義そのものについての私の新たな見解を話すつもりはない。しかし、そのような整理によって、社会学の今後の課題と方向を具体的に示すことになるであろう。

ここまではややよそ行きの構えで話したが、この講義の狙いと流れをイントロダクションとして話したので、これからは時々横道にそれる癖があるといった普段の講義通りに話そうと思う。

1．普遍的価値としての民主主義

▼ 民主主義の歴史的確認

民主主義が普遍的価値であり、しかもその内容が歴史的により豊かに発展してきていると私は考

えている。この見解はすでに著書『現代日本生活論』で表明しているが、これが現在の、そしてこれからの私の社会学と不可分なので、ポイントを簡単に整理しておこう。民主主義の歴史的発展について考えてみると、社会思想史上ではほぼ周知のことであるが、近代市民革命の典型とも言われているフランス革命にいたる3つの契機を簡単に確認することにしよう。

第1に、ルネッサンスにおける「人間性の回復」への志向がある。文芸復興とも言われているように、中世の「暗黒時代」に対置される人間性への息吹は、文学作品や絵画に容易に見いだすことができる。四国の鳴門市に大塚国際美術館がある。ここには古代から現代までの代表的な絵画が銅版画となって年代順に展示してある。主にキリストの「受難」を描いた中世の作品を見たあとで、「ヴィーナスの誕生」が目に入った時には、その明るさにこれが「暗黒時代」を抜け出したルネッサンスだ、私は実感した。

第2に、教会の世俗的支配からの解放を主張した宗教改革がある。社会学にかかわる者は「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」によってカルヴィニズムに接していることが多いと思われるが、ルターに簡単に触れる。ルターはキリスト者の「霊的自由」として自由を主張したが、その意味は、俗世の教会が設けた戒律や掟には束縛されない自由である。ひたすら信仰するという意味で、神の下では人はみな平等であるという主張はそのような自由の帰結にほかならない。

第3には、言うまでもなく自然法思想である。ルソーに代表させて簡単に触れておこう。「人間は自由なものとして生まれた。しかしいたるところで鎖につながれている」という文ではじまる『社会契約論』におけるルソーの主張のエッセンスについては、次のように言えるであろう。すなわち、人間はもともと自然状態では自由で平等な存在であるが、そのような人間たちが一種の「契約」によって社会・国家を形成するという考え方である。そこには理念としての個人の尊厳にもとづいて人民主権を核とした理念としての民主主義が高らかに宣言されている。ルソーのこのような主張が自由、平等、友愛というスローガンに代表される近代市民革命とりわけフランス革命の思想となる。私は、これを民主主義の単なるスローガンとしてだけでなく、人類が歴史的に発展させてきた普遍的価値として具体的に確認したい。少し余計なことかもしれないが、リベルテ、エガリテはともかくとして、フラテルニテは「博愛」よりも「友愛」の方がベターであると思う。英語や独語に照らしてもそうだが、私は意味内容でもそうだと考えている。

さて、普遍的価値としての民主主義について、具体的には欧米だけでなくアジアの例も交えて歴史的確認へと移ることにしよう。

まず、イギリスのいわゆる「権利章典」(1689年)では、国王の専権批判というかたちで、その違法性にたいして、それまでに獲得してきた人民の権利・自由について具体的に挙げられた後に、「……わが国の人民の真正で・古来から伝えられ・疑う余地のない・権利及び自由であり、そのように評価され、承認され、判断され、思惟され、理解されなければならない」と宣言されている。人権の尊重と自由の最初の表明と言えよう。

次にフランス革命における「人および市民の権利宣言」(1789年)の核心部分としては、

「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する、……」(1条)「あら

ゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・平等・所有権・安全及び圧制への抵抗である」（2条）「あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。いずれの団体、いずれの個人も、国民から明示的に発するものでない権威を行い得ない」（3条）「社会は、その行政のすべての公の職員に報告を求める権利を有する」（15条）を挙げることができる。説明は不要であろう。もっとも現在の日本に結びつけると、第15条に注目してはどうだろうか。

アメリカの独立宣言（1776年）とその後の憲法の修正についても挙げておこう。

「われわれは、自明の真理としてすべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由及び幸福の追求の含まれることを信ずる。……いかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福とをもたらしべしと認められる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる」と宣言されている。その後、憲法の重要な修正が2回行われている。

憲法修正第15条では、「合衆国市民の投票権は、人種、体色、また過去における服役の状態にもとづいて、合衆国または各州によって拒絶または制限されない」（1880年）

憲法修正第19条では、「合衆国市民の投票権は、性の区別にもとづいて、合衆国または各州によって拒絶または制限されない」（1920年）これらは黒人差別・女性差別の解消という意味で平等についての前進として性格づけられる。

アジアに目を転じて、2つの憲法に簡単に触れておこう。

中華人民共和国憲法（1954年）

「中華人民共和国公民は、法律上一律平等である」（第85条）「……公民は、民族・人種・性別・職業・社会的出身・宗教信仰・財産状態・居住期間の別なく、すべて選挙権及び被選挙権を有する……」（第86条）「中華人民共和国公民は、言論・出版・集会・結社・示威の自由を有する……」（第87条）「中華人民共和国の婦人は、政治・経済・文化・社会及び家庭などの各生活分野で、男子と平等の権利を有する。婚姻・家族・母親及び児童は、国家の保護を受ける」（第96条）

ここにはかなり徹底した民主主義の表明を見て取ることができる。

最後にインド憲法（1949年）について簡単に付け加えておこう。

「国は、市民にたいして、単に宗教、人種、カースト、性、出生地〔の全部〕またはその1つのみを根拠として、差別待遇してはならない、……」

このような平等権の規定に自由権もまた当然規定されているが、2つの基本的人権に加えて憲法上の救済を受ける権利の規定があるというユニーク性が付け加えた理由である。

以上に挙げた代表的な憲法でわかるように、民主主義は人類が歴史的に獲得・発展させてきた価値であることが具体的に確認出来るであろう。そこで次ぎに、このような普遍的価値としての民主主義について原理的確認をしようと思う。

▼民主主義の原理的確認

民主主義については皮相的に受け止められている場合が多い。とりわけ自由、平等についてはそうである。付け加えるならば、きわめて抽象的ないしは一般的に受け止められており、しかも現在の日本では、1つの与件として当然のように受け止められているのではないだろうか。詳論はしないが、人類が共同で獲得し発展させてきた貴重な遺産であり、はじめにも述べたように、単に与件として受け止めるだけでは、民主主義の実質は停滞あるいは後退するであろう。その意味で原理的確認を具体的に明らかにしておくことが大事である。

この原理的確認については、一方では上の歴史的確認という否定できない事実を根拠としているが、もう一方ではこの確認から普遍的価値として構成することを意味する。

第1には、人間が社会・歴史をつくる主体であるという原理である。国家との関係で言えば、一般に＜国民主権＞という言葉に示されていることにほかならない。特に国民の総意に注目することが大事である。したがって、これに反する場合は、国民が抵抗権・改廃権を有することが当然含まれることになる。これらは国民すべてのものであるという意味で、論理必然的に第2の＜自由と平等＞、人間はすべて平等な存在であるという原理が導き出される。それぞれの憲法で＜基本的人権＞という言葉がほぼ共通して高らかに謳いあげられている。自由と平等は基本的人権と結びつけて理解することが大事である。特に、社会的根拠のない差別は平等に反することを強調したい。なお、これらは別々にあるのではなくて、セットとして理解することを主張したい。民主主義を単に与件として受け止めることは、このような原理的理解なしの受容である。

第3には、上の2つの論理的帰結として、人間活動の基礎が共同性にあることを原理的確認として付け加えたい。民主主義のこの面の確認が意外になおざりにされているように思われるのである。上記のことは、諸個人それぞれの孤立したバラバラな権利ではないはずである。その獲得・維持・発展は多数の人々の共同活動なしにはあり得ないはずである。このことは日本における民主主義を考えるにあたっては大事な点だと思われるので、やや具体的に付け加えておこう。

イギリスやフランスの「宣言」に見られるように、欧米では時には血を流してまでの共同活動によって民主主義を獲得してきた。しかし、戦後日本の民主主義は（戦争で血を流してはいるが）、そのような獲得とは性格を異にしている。一般にヨーロッパでは一方では近代的自我としての個人主義が確立していると同時に、共同体主義的なものが継続・共存しているとも言われている。しかし、日本ではあれかこれかであって、そのような共存が乏しいように思われる。私は、友愛という原理をセットにすることが民主主義の発展にとってきわめて大事であることを主張したい。

▼理論的視角としての民主主義

民主主義が普遍的価値であっても、思想としてだけにとどめないことが「理論的視角としての民主主義」を意味する。現実認識における基本視角として、私は＜状態としての民主主義＞と＜活動としての民主主義＞の2つの概念を措定する。

まず、＜状態としての民主主義＞とは、具体的な現実としては主に法律や各種の規則で示されて

いる制度・政策を意味する。そこでは自由、平等がどれだけ具現されているか、つまりその結果としての人々の状態が問われることになる。付け加えるならば、制度・政策が自由、平等の実質をどれだけそなえているか、とりわけ諸個人の生活活動と生活のあり方における自由・平等が実質的に保障されているかどうかということを意味する。

次に＜活動としての民主主義＞については、社会学にとってはより重要であるだけでなく、これまでの人文・社会諸科学では、理論的にはあまり論じられてこなかった。また、今日のテーマの副題になっている＜日常生活における民主主義＞と直接結びついている。諸個人の日々の具体的活動が民主主義の原理にもとづいているかどうかが問われる。具体的には、社会にかかわっては国民主権についての具体的活動が主体的になされているかどうか、そしてまた自由、平等、友愛がセットになった主体的活動であるかどうか、ということにほかならない。後者に焦点を当てると、日常生活における民主主義となる。

2．日常生活における民主主義

民主主義についての歴史的確認と原理的確認をした今、＜状態としての民主主義＞を維持・発展させることが＜活動としての民主主義＞なしにはありえないこと、そして前者が後者を保障するという関連にあることがはっきりしたであろう。日常生活における民主主義とは＜活動としての民主主義＞に焦点を当てたものである。これが私の社会学につながるのであるが、私の原体験と日本の戦後史の一面という意味も込めて、民主主義に結びつくかたちでの私の中学時代（1950年頃）の回想からはじめようと思う。

この時期は、いわゆる「民主化政策」としての戦後改革が具体的に取り組まれていた時期である。当時の小中学校では、教員たちは民主的教育の模索あるいは試行錯誤を繰り返していた。特攻隊の生き残りや陸軍士官学校出身の先生が襟章を取った軍服姿で授業をしており、教科書の半分近くが墨でぬりつぶされるという価値観の大転換の時代だった。私と年齢に近い先生にとってはそれぞれが記憶の奥に残っていると思われる。具体的には、生徒による模擬議会が試みられ、村長・助役・収入役が村会議員の質問に答弁するといった光景、また生徒会役員の選挙は実際の選挙さながらであり、個人の遊説や立会演説会が行われたことなどを挙げることができる。

正規の授業としての『新しい憲法のはなし』は50年以上経過した今でもかなり鮮明に記憶している。

主権在民

「天皇が象徴になり、主権在民といって国民がすべてを決めることになった、これまで国の主人公が天皇であったことから国民が主人公であることへ変わった」

平和主義

「戦争の放棄の規定によって、これまでの軍国主義から平和主義に変わった」

基本的人権

「基本的人権の規定によって、これまでは国民の生活にいろいろな制限があったことから国民は自由になった」

この3つがいかに強烈な印象であったかということは、中学時代の教師の名前がほとんど記憶から消えた現在でも、広野清秀校長のこの授業が月曜日に1学期間あったことを今でも覚えていると言えば、うなずけることであろう。『新しい憲法のはなし』は復刻版もあって現在でも語り継がれているが、ほとんど語られなくなった話をしよう。

当時の中学の教科書として、文部省刊『民主主義』（上、下）があるが、これについては意外に知られていない。中学の教科書でこれだけが今でも私の手許に残っている。戦後日本の民主主義はここからスタートした（その後、文部省は変更してはいない）と私は言いたいのである。ポイント部分を引用しよう。

「すべての人間が、自分自身の才能や長所や美德を十分に発揮する平等の機会を持つこと……」
「それは、政治の原理であると同時に、経済の原理であり、教育の精神であり、社会生活全般に行きわたって行くべき人間の共同生活の根本のあり方である」「納得のいったところ、自分で実行できるところを、直ちに生活の中に取り入れて行っていただきたい。……人間の生活の中に実現された民主主義のみが、ほんとうの民主主義なのだからである」

前者が＜状態としての民主主義＞に対応するならば、後者が＜活動としての民主主義＞に対応すると言ってもよいであろう。特に引用の終わりの方に注目していただきたいと思う。「自分で実行できるところを」生活に取り入れること、これが日常生活における民主主義の第1歩である。そのような日常生活における民主主義＝「人間の生活の中に実現された民主主義」については、日々の生活において2つの点から見る必要がある。

1つは生活関係という点である。生活関係については、私は民主主義と権威主義という対置を措定している。根拠のない差別が平等という面で民主主義に反すること、言い換えると、日常生活における根拠のない上下関係は＜支配 - 被支配＞関係にほかならないということであり、それが生活関係における権威主義である。権威主義としての上下関係となんらかの分野における＜指導 - 被指導＞関係としての上下関係とは区別することが大事である。若干の具体例を挙げておこう。大学教員と学生・院生との関係は学習・研究を指導するかぎりでの上下関係であり、企業における係長・課長などと平社員との関係も仕事をするかぎりにおける上下関係である。そのような上下関係をそれ以外の生活分野にまで持ち込むことは権威主義であって民主主義に反するのである。

もう1つは生活活動という点であるが、むしろ上記のことと不可分である。日常生活における民主主義にとっては、自由、主体性、共同性がどのように日々の活動として現れるかが問われることになる。それがどのような活動あるいは振る舞いであるかはそれぞれが具体的に追求することなので、ここでは否定的な活動という点から若干指摘する。他者の自由・人権を考慮しない「自由な活動」は自由のあり方において民主主義に反する。権威主義に基づく振る舞い、それを無条件に許容する振る舞いは平等のあり方において民主主義に反する。生活関係の創造・発展に結びつかない生活のあり方は友愛のあり方において民主主義に反する。

日常生活における民主主義についての以上のような確認にもとづいて考えてみると、最近の日本社会と日本人の動向はどうであろうか？このような確認をしなくても、最近の日本人の日常的な振る舞いにおいては、いろいろと問題性に満ちていることはおおかたの認めるところであろう。現象的には指摘され尽くしていると言ってもよいであろう。そこで、私の言う民主主義に照らして、諸個人レベルで簡単に指摘するにとどめる。

自由については、他者を考慮しない自由＝自分勝手。

平等については、根拠ある上下関係をも否定。

友愛については、積極的な追求の構えの乏しさ。

このような問題性にたいして、単に指摘することあるいは「心構えを変えよ」という主張では現実的に答えることにはならないし、問題性の根本的な解消に向けての現実認識とは言えないと思う。では社会学はどのように迫るか。

3．社会学の課題と方向

この問題は社会学の性格づけという難問であり、ある程度は社会学の史的展開と現在の理論状況についての予備知識がないとわかりにくい。そのような「予備知識」についてはここではごく一般的な指摘だけにして私自身の主張を簡単に示すことになる。

かつては「社会学者の数だけ社会学がある」と他の分野から言われていたが、現在再びそのように言われるようになっていく。以前の場合は、社会学の独立科学としての確立のための苦闘や現在科学であるために社会的現実の変化への理論的対応の仕方によるという歴史的事情のためであったが、現在の「新たな多様性」は性格を異にすると私は捉えている。一言で言えば、知的遺産を無視した自分勝手な見解の氾濫ということである。私はそのような状況は社会学の発展を阻害する性格ではないかと考えている。整理すると、

1) 「社会学」あるいは「社会学的」の曖昧さを放置した「研究」であり、社会的事実や問題と思われることを何となく取り上げる。

2) プリンシプルが欠如あるいは曖昧であり、上の状況の別の現れとも言えるが、いわゆる連字符社会学や実態調査に往々にして認められる。

3) 理論研究と現実研究の極端な「分業」という状況があり、そのことによって理論なき現実研究、逆に現実遊離の理論研究が相対的に多い。

このような「多様化」についてはやや具体的には拙稿「『基礎社会学』講義の構想」(『産業社会論集』107号)で指摘してあるので、それを参照すればよいであろう。そこで、社会学のそのような状況にたいして、私は若干の前提的な主張をしたい。

1) 社会学は単なる説明科学ではない。

現実の分析・説明の必要性をいささかも否定しないが、単なる後追い認識でないこと、問題性に満ちている現実にたいする展望の論理を備えた理論と現実認識が要請される。

2) 価値選択の導入を主張する。

問題性の認識および展望は、価値選択なしにはあり得ない。私は、人間生活の全面的豊かさ（経済だけでなく）と民主主義の発展を措定している。

3) 「背後仮説」の表面化を志向する。

具体的に言えば、＜人間＞とか＜生活＞とかといった言葉の概念的確認から出発することであるが、詳しくは拙著『現代日本生活論』（学文社）を参照されたい。

先に現代日本における諸個人レベルでの問題性を簡単に指摘したが、個人レベルでの思惟方法では、心理学あるいはせいぜい社会心理学の域を出ないであろう。社会科学としての社会学は、社会的によりトータルな思惟方法が要請される。

考えてみれば、人間が歴史・社会をつくるとは、与えられた「社会」に条件づけられてつくるのである。このことは、諸個人が何事かを主体的におこなう場合を考えてみれば、容易にうなづけるであろう。つまり「社会的条件」を無視して自分勝手におこなうことができないということである。ここで「社会」としたのは、「社会」にはいろいろなレベルがあることを意味する。具体的には、小は家族や小集団、地域・学校・職場などのやや大きい集団・組織、さらにはより大きな領域の「社会」、国家・全体社会、世界レベルなどが、諸個人にとっては「社会」を意味するのであり、時と場合によってどれかの「社会」を感じたり考えたりするのである。だから、人間が歴史・社会をつくるとは、これらの「社会」をつくることを意味する。

トータルな社会においては、諸個人の活動、それぞれのレベル（領域）の「社会」は相互に作用しており、それぞれのあり方を条件づけている。したがって私は、社会学理論にはミクロな諸個人の活動とマクロな現代日本社会を結びつける性格が要請される、と考えている。と同時に、そのようなかたちで社会的現実をトータルに捉え得ること、および未来への展望の論理を備えていることが必要であり、そのような理論を現代日本社会の具体的認識によってさらに彫琢することを目指している。

これまでの社会学の多くは、社会の個別分野の研究あるいは「社会理論」についての研究、つまりミクロ、「中範囲」、マクロいずれかに傾斜しているように思われる。私自身は異なるプロセスで研究を進めてきている。それはミクロから出発してマクロへと練り上げていく仕方であり、その過程で理論と現実認識の往復を繰り返すことである。1996年に出版した『現代日本家族論』、1999年に出版した『現代日本生活論』はそのような思惟のプロセスを具体的に示したものである。しかし、現段階ではまだせいぜいマクロレベルを視野に入れている程度であり、ミクロとマクロの結びつきは理論として不十分である。

おわりに—課題の自己了解として—

以上、民主主義と社会学をめぐって簡単に述べてきたが、このような思惟プロセスから、当然2つの課題が導き出されることになる。繰り返しになるが、1つは、ミクロレベルからマクロレベル

までを論理一貫性をもって捉え得るような社会学理論の構築の追求という課題である。

もう1つは、「理論と現実との往復運動」ということに示されているように、未来を展望できる性格の現代日本社会論の追求である。

そこで、この〈おわりに〉で私の現段階での具体的方向、それは同時に理論的自己主張を意味するが、を提示したい。新たな自己主張をするにあたっては、最近流行りの新奇な見解ではなくて、人類の（社会科学の）知的遺産を正しく継承し、発展させる志向が要請される。詳細に展開する余裕はないので、継承・発展させる性格の知的遺産についてはエッセンスのみに触れる。

社会のトータルな認識のための理論的プリンシプルについては、弁証法的・史的唯物論としてのK・マルクスに求めるものである。マルクスについては様々な理解があり、また批判的見解も多数ある。しかし、かつてサルトルが「現在では乗り越え不可能な哲学である」と言ってから数十年が経過したが、それを乗り越える思惟方法はまだ現れていないと私はみなしている。すなわち、弁証法という内的発展の論理を備えている思惟方法、社会・歴史をトータルに捉え得る思惟方法にほかならない。

しかし、時代的制約もあって、マルクスは社会の土台としての資本主義社会把握の理論化に全力をそそいだ。エンゲルスの補いはあったが、理論化の課題が多く残っている。しかも、その後の「政治主義」の作用もあって、理論的發展が必ずしも十分でないばかりか、マルクス自身が排していた「公式主義」や理論的誤りもあった。その後、現実の「社会主義」社会の崩壊や変質、社会・労働運動のあり方の変化、資本主義社会の現象的な激変などにより、マルクスの思惟方法そのものについての論議が相対的に乏しくなっている。そのような学問・思想状況のもとで、私は思惟方法において、いまだに乗り越えられていないマルクスの思惟に基本的には社会学のプリンシプルを求めることを、継続して主張するものである。なお余分なことを付け加えると、私の民主主義思想にはマルクスの「ルーゲへの手紙」からの影響が大きく作用している。

最後に、マルクスの思惟をめぐっての意味があると思われるその後の知的遺産の継承について、3点だけ挙げておこうと思う。

1つは、ミクロからマクロにいたる理論構成を試みた芝田進午の見解である。彼は人間の本源的な主体的活動である〈労働〉から出発して国家独占資本主義にいたる論理的プロセスを弁証法的思惟にもとづいて練り上げる試みをしている。これは第1の岐路以前の試みであり、その後の社会的変化を考慮して現在ではさらに発展が要請される。というのは、「生活の社会化」の嵐のような進展という事情を視野に収めるならば、人間の主体的活動を〈労働〉だけでなくその他の活動をも加えて理論化していくことが、芝田の試みの理論的發展の方向であると思われるからである。

次に、A・グラムシが提起し、日本では布施鉄治が独自に具体化を試みたものとして、ミクロとマクロの媒介概念としての〈社会機構〉概念を重要な知的遺産として挙げることができる。〈個人・集団・社会〉というこれまでの社会学の思惟では、社会をトータルに捉える概念的認識としては不十分である。グラムシはこの概念を理論的に展開をしていないようであり、布施の場合は概念的にやや曖昧であり、両者ともに概念としては未成熟なこの概念を理論的に彫琢していく必要があ

ると私は考えている。とりわけ、芝田見解をも発展させるという意味で、具体的現実との往復という思惟が重要である。

そして3つとして、内的発展の論理としての弁証法的思惟を社会認識と未来への展望をより豊かにし得る知的遺産としてグラムシの「歴史的ブロック」概念とその思惟方法を挙げたい。グラムシの置かれた歴史的・社会的条件のもとでは、「陣地戦論」における革命勢力の形成という性格が強いが、そしてその意義をいささかも否定しないが、私はこの概念を単に「ブロック」概念として措定し、日常生活を含めたより広い適用が可能な概念へと練り上げる方向を追求したい。

我田引水になることを承知で言えば、＜民主 - 非民主（あるいは反民主）＞という構図のもとでの第2の岐路にあっては、1人の社会学徒として以上のような追求が必要であると確信している。私は立命館大学を定年退職するが、大学教員には定年があっても研究者には定年はないと思っている。したがって、定年のない研究者として、2つの課題をこれからの自分に課すことを明言して、この講義を終えようと思う。

飯田 哲也教授 略歴と業績

1. 略 歴

1936年9月17日	富山県富山市に生まれる
1955年3月	富山県立入善高等学校卒業
1964年3月	法政大学社会学部卒業
1966年3月	法政大学大学院社会科学研究科社会学専攻修士課程修了
1969年3月	法政大学大学院社会科学研究科社会学専攻博士課程 単位取得満期退学
1992年3月	名古屋大学大学院文学研究科博士学位取得
1969年4月	日本福祉大学専任講師
1977年4月	日本福祉大学助教授
1981年4月	立命館大学助教授
1985年4月	立命館大学教授
2002年3月	学校法人立命館定年退職

立命館大学学内歴

1985年	二部協議会学生主事
1987年	国庫負担委員会事務局長
1990年	産業社会学部学部主事
1993年	一般教育センター運営委員長

その他の職歴

1971年～76年	名古屋大学付属助産婦学校講師（社会学，家族社会学）
1975年	名古屋市家庭婦人学級講師（家族社会学）
1976年～80年	愛知県立短期大学講師（家族社会学）
1978年，79年	中京大学講師（産業社会学）
1993年～	仏教大学講師（現代家族論，その他）
1994年～95年	京都府立保健婦専門学校講師（家族社会学）
1996年	京都府立医科大学講師（家族論）

1998年～ 中国人民大学客員教授（社会学理論）

社会活動

1969年～70年 日教組私立学校部副部長，私立大学部長
愛知私教連副委員長

1975年 国庫助成に関する私立大学教授会連合結成準備委員
全国私立大学白書委員長 76年に『白書』を刊行

1979年～80年 愛知私教連副委員長，大学部長

1981年 日教組全国教研集会 大学分科会司会者

1989年 全教全国教研集会 生活指導分科会助言者
立命館教職員組合執行委員

1995年～ 大学教育学会理事

2000年 日本家族社会学会理事

2001年～ 日中社会学会理事

2．研究業績（1990年以降）

著 書

単 著

『テニス研究』ミネルヴァ書房 1991年

『家族と家庭』学文社 1994年

『現代日本家族論』学文社 1996年

『中国放浪記』学文社 1997年

『現代日本生活論』学文社 1999年

〔『現代家族論 改訂版』〕学文社 2001年

編 著

『思春期と道德教育』法律文化社 1990年

『家族政策と地域政策』多賀出版 1990年

『応用社会学のすすめ』学文社 2000年

『新・人間性の危機と再生』法律文化社 2001年

論文など（研究ノート含む）

「住民の相互活動と地域の『生活力』」立命館大学人文科学研究所『研究紀要』50号 1991年

「家族の変容と社会福祉」立命館大学産業社会学会『立命館産業社会論集』80号 1994年

- 「家族の変容と地域政策」全国市長会『市政』第43巻8号 1994年
- 「日常生活の中で民主主義を考える」全教編集『ほんりゅう』12月号 1994年
- 「立命館大学における一般教育改革」一般教育学会『一般教育学会誌』第16巻2号 1994年
- 「中国研究の課題」立命館大学産業社会学会『立命館産業社会論集』82号 1994年
- 「家族と生活研究」北川隆吉監修『新版 社会学 上』文化書房博文堂 1995年
- 「対当前日本研究中国社会的方法的反思」中国社会科学院社会学研究所『社会学研究』第62期2号 1996年
- 「問われる家族の絆」全国市長会『市政』第46巻9号 1997年
- 「中国の家族社会学の新しい動向」日本家族社会学会『家族社会学研究』第10号 1998年
- 「生活研究的理論構想」中国人民大学社会学系『社会学視野』第2号 1998年
- 「現代中国社会と国民生活」立命館大学産業社会学会『立命館産業社会論集』第100号 1999年
- 「『基礎社会学』講義の構想」立命館大学産業社会学会『立命館産業社会論集』第107号 2001年

書評・翻訳・その他は省略